

<報道発表資料>

カテゴリー:危機管理

令和5年1月26日

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について（県内3例目）

昨日（1月25日）行田市の家きん農場において異常が確認された事例は、精密検査の結果、本日（1月26日）高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

1 農場の概要

- (1) 農場の所在地
行田市
- (2) 飼養羽数
約3千羽（あひる（肉用））

2 経過

- (1) 昨日（1月25日）、当該農場から熊谷家畜保健衛生所に異常（死亡羽数の増加）の通報があり、家畜防疫員が立入検査を実施しました。
- (2) 同日（25日）、当該農場の死亡家きん及び飼養家きんについてA型インフルエンザ簡易検査を実施したところ、13羽中8羽で陽性でした。
- (3) 同日、当該家きんについて遺伝子（PCR）検査を実施した結果、H5亜型と判明しました。
- (4) 本日（1月26日）、この結果について農林水産省に報告し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であると判定されました。

3 県の対応

- (1) 本日（26日）、8時00分から知事を本部長とする「第4回埼玉県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策本部会議」を书面開催します。
- (2) 発生農場：飼養家きんの殺処分、汚染物品等の埋却及び消毒作業
- (3) 周辺農場：移動制限の実施
- (4) 制限区域付近に消毒ポイントを4か所設置（別紙参照）し、畜産関係車両の消毒を実施

4 その他

我が国の現状においては、家きんの肉や卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えられています。

【報道機関へのお願い】

- ①現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- ②特にヘリコプター、ドローン等を使用しての取材は、作業員相互の連絡に支障をきたし、防疫作業の妨げとなりますので、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- ③県現地機関、市等への取材は防疫措置の遅れにつながるため、慎んでいただきますようお願いいたします。
- ④今後とも、本病に関する速やかな情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

移動制限区域、搬出制限区域及び消毒ポイント



消毒ポイント所在地及び稼働時間

消毒P 番号	名称	所在地	稼働時間	備考
1	南河原二区集会所	行田市南河原962	24時間	1/26 8:00～ 2t車まで
2	行田市総合公園	行田市和田1165	6:00～17:00	1/26 9:00～17:00
3	妻沼運動公園	熊谷市飯塚200-1	6:00～17:00	1/26 9:00～17:00
4	川里農業研修センター 駐車場	鴻巣市関新田1800	6:00～17:00	1/26 9:00～17:00